

# おおぞら障がい福祉プラン（素案）

第3次 大空町障がい者計画

第7期 大空町障がい福祉計画

第3期 大空町障がい児福祉計画

計画期間：令和8年度～令和11年度



令和8年●月策定

大 空 町



# ■目次

## 第1章 計画の基本的事項

---

|   |            |   |
|---|------------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨と背景 | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ    | 2 |
| 3 | 計画の期間      | 3 |

## 第2章 大空町の障がい福祉をとりまく現状と課題

---

|   |                |    |
|---|----------------|----|
| 1 | 障がい者の人数の推移     | 5  |
| 2 | 障がい福祉サービスの利用状況 | 13 |

## 第3章 第3次大空町障がい者計画

---

|   |                |    |
|---|----------------|----|
| 1 | はじめに           | 18 |
| 2 | 基本理念           | 18 |
| 3 | 基本目標           | 18 |
| 4 | 施策体系           |    |
|   | Ⅰ 生活支援の充実      | 19 |
|   | Ⅱ 保健・医療の充実     | 21 |
|   | Ⅲ 療育・教育の充実     | 23 |
|   | Ⅳ 就労支援の充実      | 25 |
|   | Ⅴ 社会参加の促進      | 27 |
|   | Ⅵ 権利擁護・理解の促進   | 28 |
|   | Ⅶ 生活環境の向上      | 30 |
|   | Ⅷ 情報・コミュニケーション | 32 |

## 第4章 第7期大空町障がい福祉計画・第3期大空町障がい児福祉計画

---

|   |                      |    |
|---|----------------------|----|
| 1 | はじめに                 | 33 |
| 2 | 提供体制の確保に係る目標及び方策     | 34 |
| 3 | 支援の種類ごとに必要な見込量及び確保方策 |    |
|   | (1) 訪問系サービス          | 39 |
|   | (2) 日中活動系サービス        | 42 |
|   | (3) 居住系サービス          | 47 |
|   | (4) 相談支援             | 49 |
|   | (5) 障がい児通所支援         | 51 |
|   | (6) 地域生活支援事業         | 55 |

# 第1章 計画の基本的事項

---

## 1. 計画策定の趣旨と背景

近年、人口減少や少子高齢化に伴い「親亡き後」を見据えた早期からの自立の促進や、災害発生時など社会環境が著しく変化している中、災害時の情報伝達や支援など、障がい福祉のニーズも多様化複合化しています。また、障がい者の権利の実現や人権尊重についての取り組みも求められています。

こうした状況を踏まえ、障がいのある人もない人も誰もが自立して安心して暮らせる地域社会をつくりあげていく必要があります。

障がい者をめぐる情勢として、平成18年12月に国連総会で、「障害者の権利に関する条約」いわゆる「障害者権利条約」（略称）が採択され、我が国では条約の締結に先立ち、国内法制度改革を進めていくこととしました。

国内における障がい者福祉施策は、行政がサービス提供を決定する「措置制度」が長く続いてきましたが、平成15年の「支援費制度」の導入により、障がいのある人が自己決定に基づきサービスが利用できるようになり、大きく転換されました。また、平成18年には「障害者自立支援法」が施行され、「身体障がい」、「知的障がい」、「精神障がい」と障がい種別ごとに異なっていたサービス体系が一元化されました。

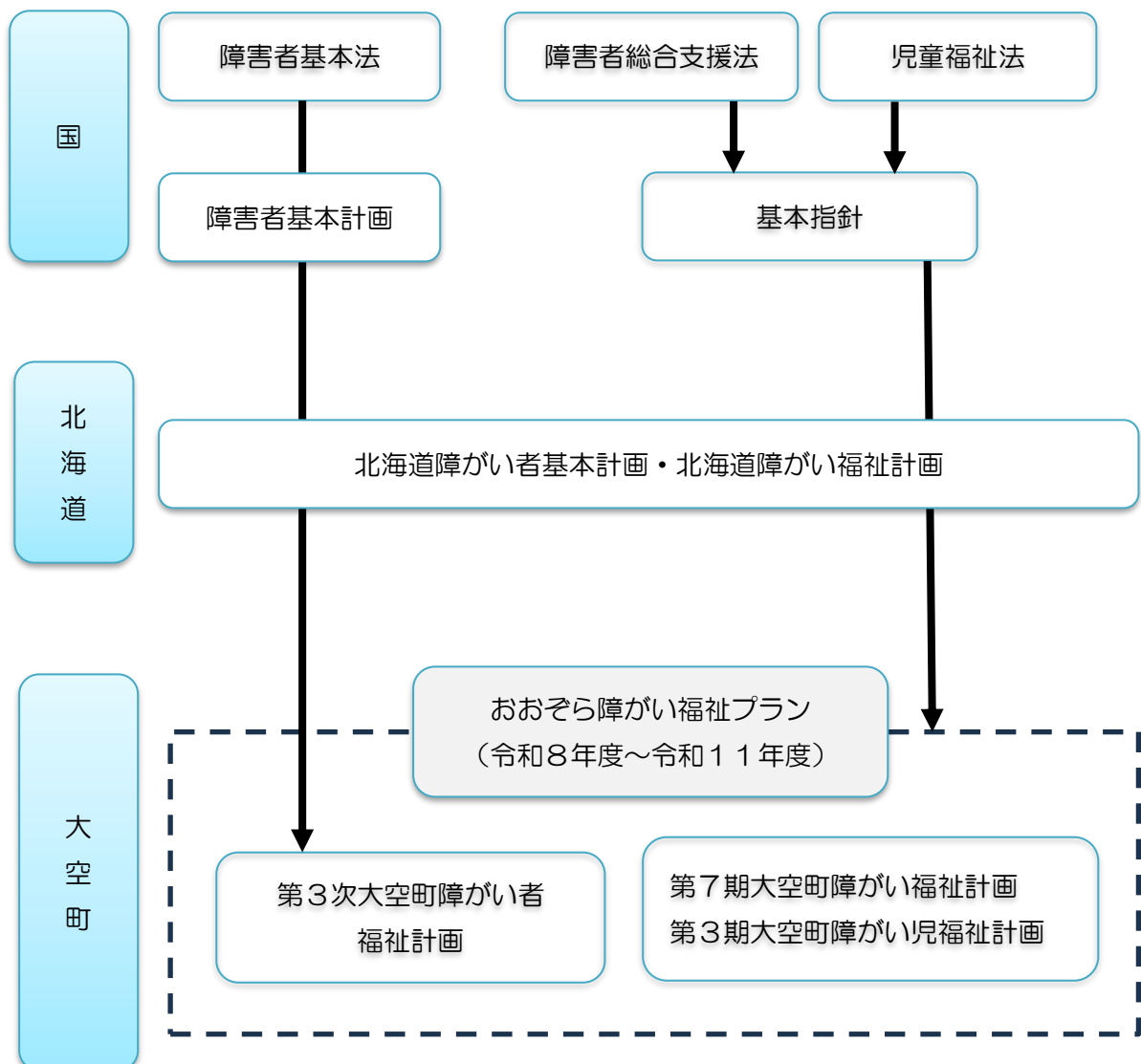
平成23年の「障害者基本法」の改正では、法の目的規定に「共生社会の実現」が加えられました。また、平成24年には「障害者虐待防止法」が施行され、平成25年には「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等が追加されました。平成26年の「障害者差別解消法」の成立をもって一通りの障がい者制度の充実がなされたことから、国会において障害者権利条約の締結が承認され、同年、国連において日本の条約批准が承認されました。

本町においては、こうした国の改革動向を踏まえ、これまでの計画を見直し、本町における障がい者施策の基本方針やサービス提供体制の確保方策等について示した「おおぞら障がい福祉プラン」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

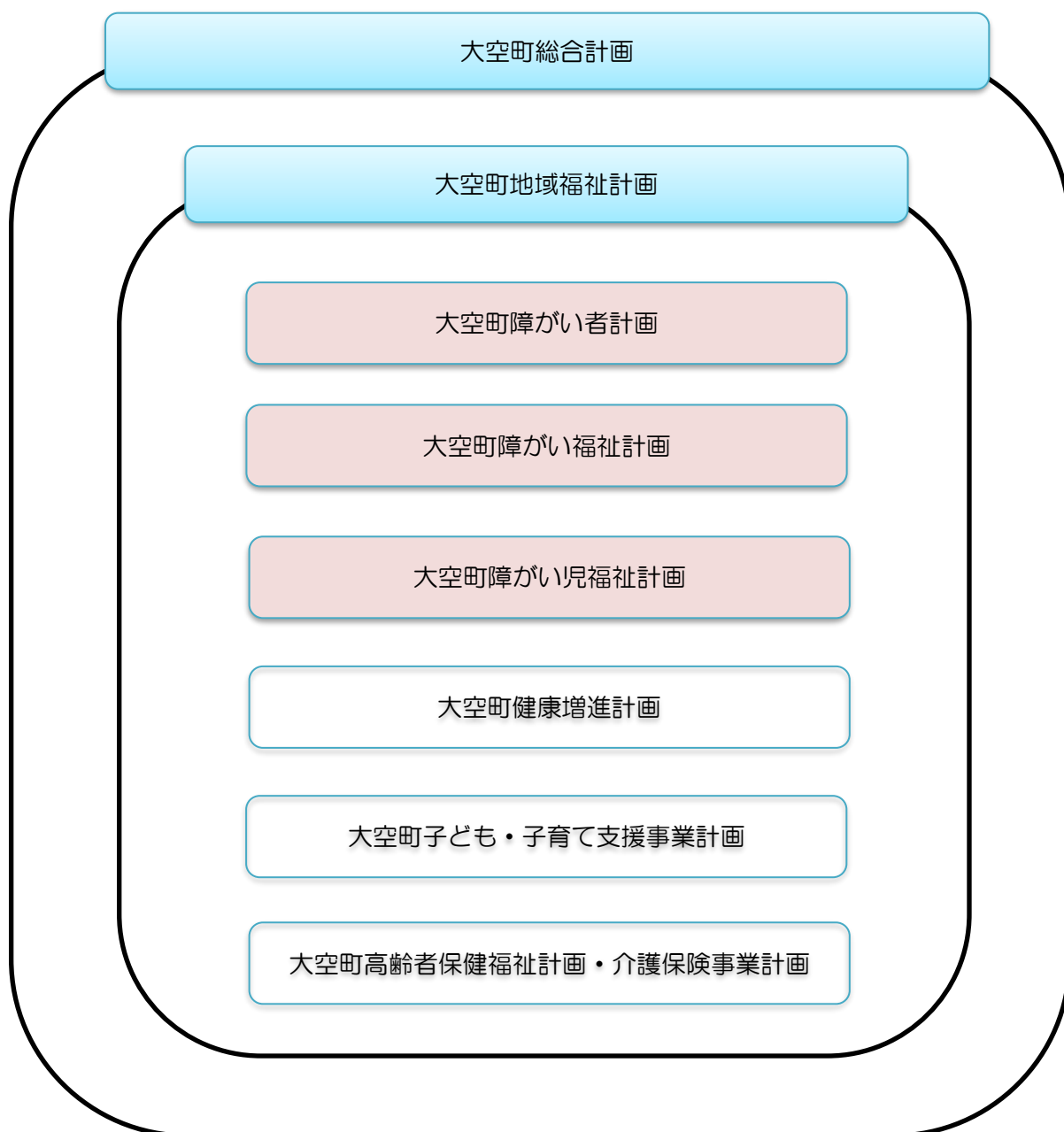
### 法令根拠

- 「障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）であり、障がい者施策全体の方向性を定めるものです。
- 「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）であり、障害福祉サービスをはじめ地域生活に必要なサービス等の見込量を定めるものです。
- 「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画（市町村障害児福祉計画）としてサービス等の見込量を定めるものです。



## 他計画との関係

- 計画の名称は「おおぞら障がい福祉プラン」としています。
- 「おおぞら障がい福祉プラン」は、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定し、大空町総合計画の福祉分野における個別計画として策定します。



### 3. 計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

|                                                              |                 |   |                                                                      |   |    |    |                                                                         |                  |    |    |    |    |
|--------------------------------------------------------------|-----------------|---|----------------------------------------------------------------------|---|----|----|-------------------------------------------------------------------------|------------------|----|----|----|----|
|                                                              | 6               | 7 | 8                                                                    | 9 | 10 | 11 | 12                                                                      | 13               | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 大空町総合計画                                                      | 第3次<br>(H28～R7) |   | 第3次<br>(R8～R17)                                                      |   |    |    |                                                                         |                  |    |    |    |    |
|                                                              | 6               | 7 | 8                                                                    | 9 | 10 | 11 | 12                                                                      | 13               | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 大空町地域福祉計画                                                    | 第3期<br>(R2～R7)  |   | 第4期<br>(R8～R12)                                                      |   |    |    |                                                                         | 第5期<br>(R13～R17) |    |    |    |    |
|                                                              | 6               | 7 | 8                                                                    | 9 | 10 | 11 | 12                                                                      | 13               | 14 | 15 | 16 | 17 |
| ほっかいどう障がい福祉プラン<br>(北海道障がい者基本計画)<br>(北海道障がい福祉計画)              | 第1期<br>(R6～R11) |   |                                                                      |   |    |    | 第2期<br>(R12～R17)                                                        |                  |    |    |    |    |
|                                                              | 6               | 7 | 8                                                                    | 9 | 10 | 11 | 12                                                                      | 13               | 14 | 15 | 16 | 17 |
| おおぞら障がい福祉プラン<br>(大空町障がい者計画)<br>(大空町障がい福祉計画)<br>(大空町障がい児福祉計画) |                 |   | 第1期<br>(R8～R11)<br>※中間見直し R8<br>(R8 に障がい福祉計<br>画・障がい児福祉計<br>画部分の見直し) |   |    |    | 第2期<br>(R12～R17)<br>※中間見直し R14<br>(R14 に障がい福祉計画・<br>障がい児福祉計画部分の見<br>直し) |                  |    |    |    |    |

## 第2章 大空町の障がい福祉をとりまく現状と課題

### 1. 障がい者の人数の推移

#### 人口などの動向

令和2年国勢調査における大空町の人口は、6,775人、世帯数は2,750世帯で、平成27年国勢調査（人口：7,360人 世帯数：2,874世帯）と比較すると、5年間で人口が585人（7.9%）、世帯数が124世帯（4.3%）の減少となっており、人口減少が続いている状況です。

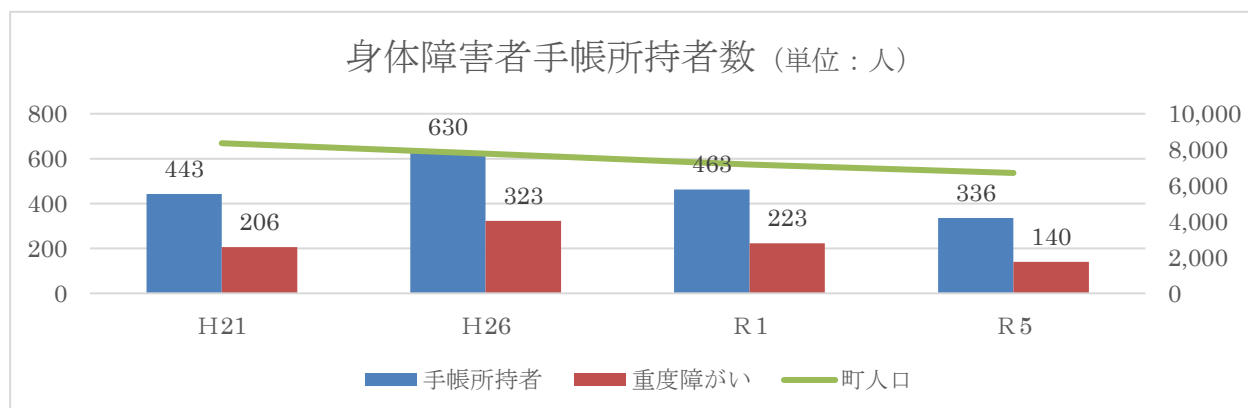
#### 身体障害者手帳所持者数

手帳所持者総数は、平成24年度まで増加傾向にあり、その後減少傾向にあります。また、大空町の人口に占める手帳所持者の割合も同様の状況です。

手帳所持者の年齢分布として、65歳以上の方が全体の8割所持しており、手帳所持者総数の約9割が肢体不自由及び内部障がいのある方です。

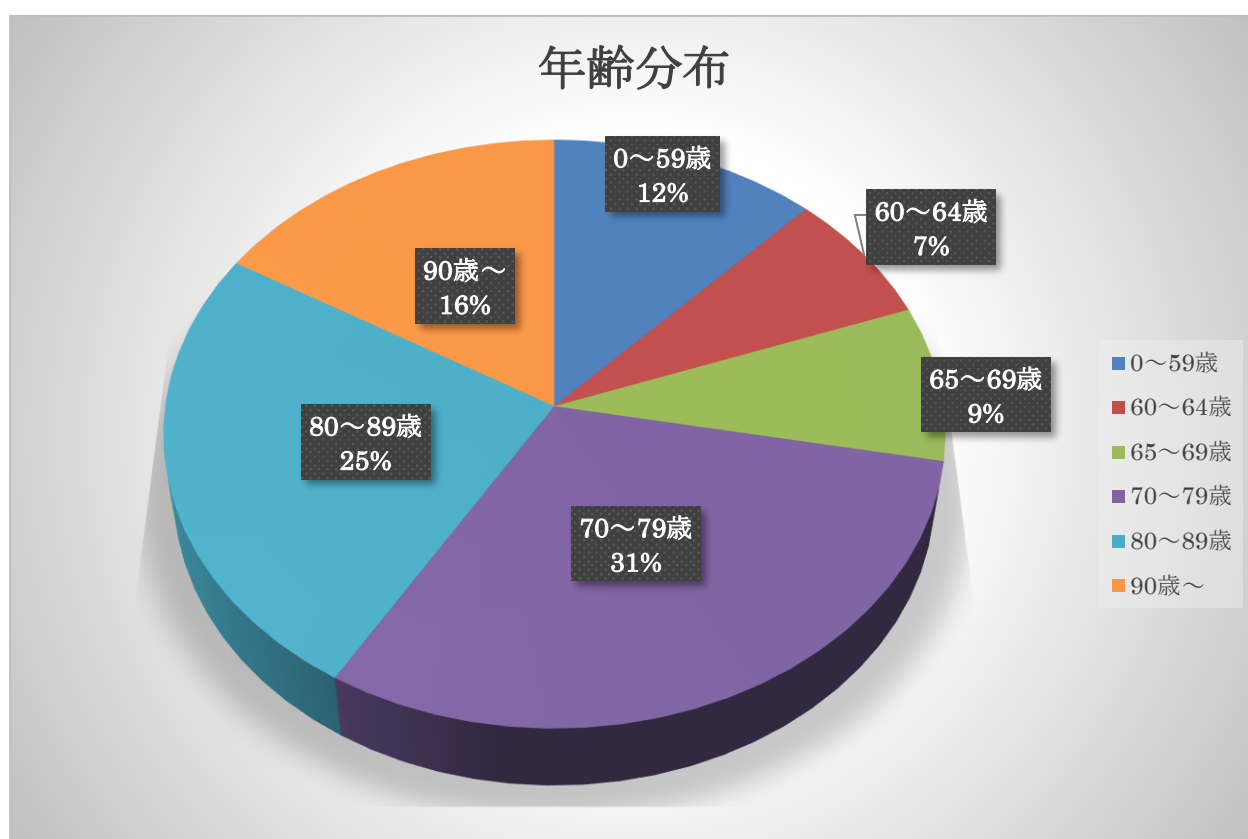
#### 身体障害者手帳所持者全体の推移

|     | 所持者総数 |      | うち重度<br>(1級・2級・内部3級) |      |        | 人口<br>(3月末) |
|-----|-------|------|----------------------|------|--------|-------------|
|     |       | 人口比  |                      | 人口比  | 所持者総数比 |             |
| H21 | 443人  | 5.3% | 206人                 | 2.5% | 46.5%  | 8,359人      |
| H26 | 630人  | 8.1% | 323人                 | 4.2% | 51.3%  | 7,780人      |
| R1  | 463人  | 6.5% | 223人                 | 3.1% | 48.2%  | 7,167人      |
| R5  | 336人  | 5.0% | 140人                 | 2.1% | 41.7%  | 6,703人      |



令和5年9月1日現在の身体障害者手帳所持者 年齢分布

|        | 1級  | 2級  | 3級  | 4級  | 5級  | 6級  | 計    |      |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 0～18歳  | 1人  | 1人  | 1人  | 0人  | 0人  | 0人  | 3人   | 64人  |
| 19～29歳 | 1人  | 3人  | 0人  | 1人  | 0人  | 1人  | 6人   |      |
| 30～39歳 | 0人  | 1人  | 2人  | 1人  | 0人  | 1人  | 5人   |      |
| 40～49歳 | 4人  | 2人  | 1人  | 2人  | 1人  | 0人  | 10人  |      |
| 50～59歳 | 9人  | 2人  | 0人  | 3人  | 1人  | 1人  | 16人  |      |
| 60～64歳 | 6人  | 5人  | 0人  | 10人 | 2人  | 1人  | 24人  | 265人 |
| 65～69歳 | 5人  | 3人  | 9人  | 7人  | 2人  | 2人  | 28人  |      |
| 70～79歳 | 24人 | 9人  | 21人 | 31人 | 6人  | 10人 | 101人 |      |
| 80～89歳 | 32人 | 8人  | 13人 | 23人 | 4人  | 2人  | 82人  |      |
| 90歳～   | 12人 | 6人  | 9人  | 20人 | 4人  | 3人  | 54人  |      |
| 計      | 94人 | 40人 | 56人 | 98人 | 20人 | 21人 | 329人 |      |



## 療育手帳所持者数

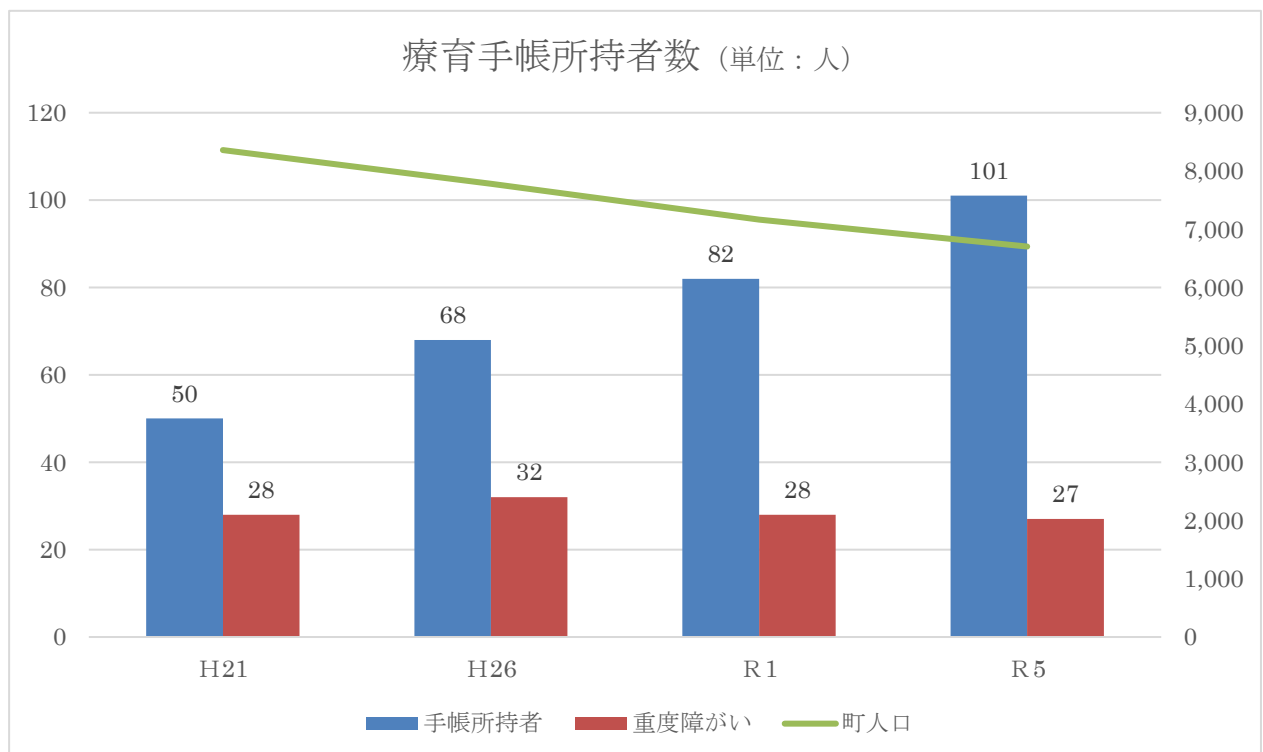
手帳所持者総数は、A判定（重度）に人数の変動はあまりないものの、B判定（軽度・中度）の人数が平成21年から令和5年の間に22人から74人の3倍以上となっています。また、大空町の人口に占める手帳所持者の割合も同様の状況です。

手帳所持者の年齢分布として、18歳未満の所持者が約4割となっています。特に29歳未満のB判定の方が他の年代に比べて、多くなっています。

また、18歳未満の所持者の多くは、今後新規に障がい福祉サービスを利用することが見込まれます。

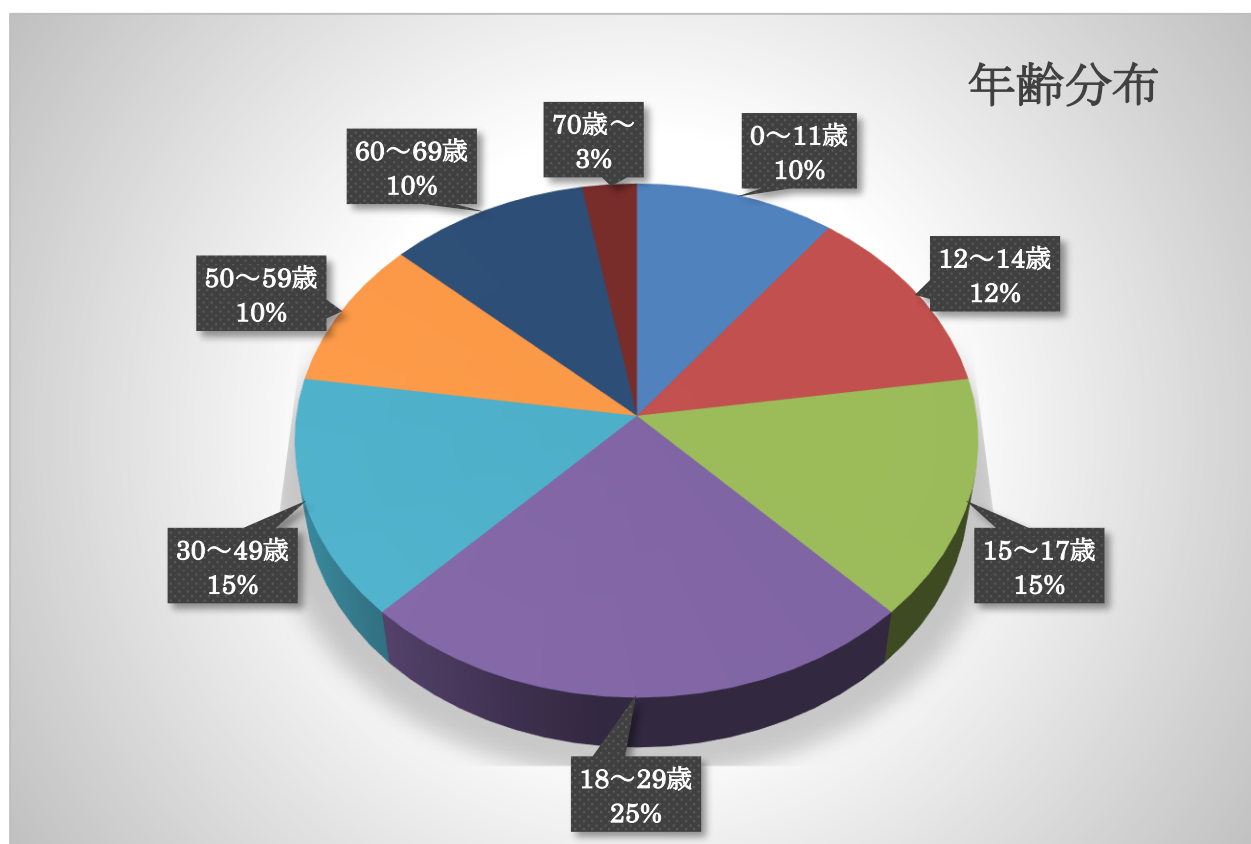
### 療育手帳所持者全体の推移

|     | 所持者総数 |      | うち重度（A） |      |        | 人口<br>（3月末） |
|-----|-------|------|---------|------|--------|-------------|
|     |       | 人口比  |         | 人口比  | 所持者総数比 |             |
| H21 | 50人   | 0.6% | 28人     | 0.3% | 56.0%  | 8,359人      |
| H26 | 68人   | 0.9% | 32人     | 0.4% | 47.1%  | 7,780人      |
| R1  | 82人   | 1.1% | 28人     | 0.4% | 34.1%  | 7,167人      |
| R5  | 101人  | 1.5% | 27人     | 0.4% | 26.7%  | 6,703人      |



令和5年9月1日現在の療育手帳所持者 年齢分布

|         | A<br>(重度) |      | B<br>(中度・軽度) |      | 計     |
|---------|-----------|------|--------------|------|-------|
| ～5 歳    | 1 人       | 6 人  | 0 人          | 34 人 | 1 人   |
| 6～11 歳  | 1 人       |      | 9 人          |      | 10 人  |
| 12～14 歳 | 1 人       |      | 12 人         |      | 13 人  |
| 15～17 歳 | 3 人       |      | 13 人         |      | 16 人  |
| 18～29 歳 | 5 人       | 22 人 | 21 人         | 44 人 | 26 人  |
| 30～39 歳 | 4 人       |      | 6 人          |      | 10 人  |
| 40～49 歳 | 3 人       |      | 3 人          |      | 6 人   |
| 50～59 歳 | 3 人       |      | 7 人          |      | 10 人  |
| 60～69 歳 | 5 人       |      | 6 人          |      | 11 人  |
| 70～79 歳 | 1 人       |      | 1 人          |      | 2 人   |
| 80～89 歳 | 1 人       |      | 0 人          |      | 1 人   |
| 90 歳～   | 0 人       |      | 0 人          |      | 0 人   |
| 計       | 28 人      |      | 78 人         |      | 106 人 |



## 精神障害者保健福祉手帳所持者数

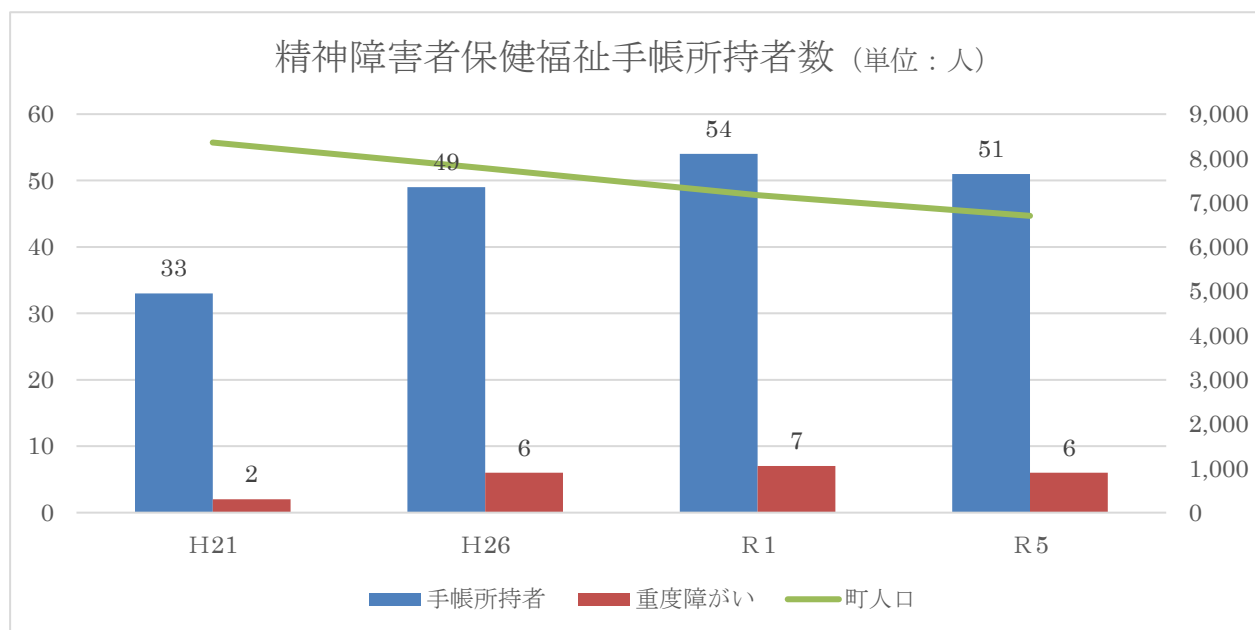
自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成26年まで増加傾向となり、平成26年から令和元年までは現状維持の状況となっており、その後、減少傾向となっています。

一方で精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加傾向にあります。

手帳所持者及び受給者の年齢分布として、50代～70代の受給者数が多い状況です。

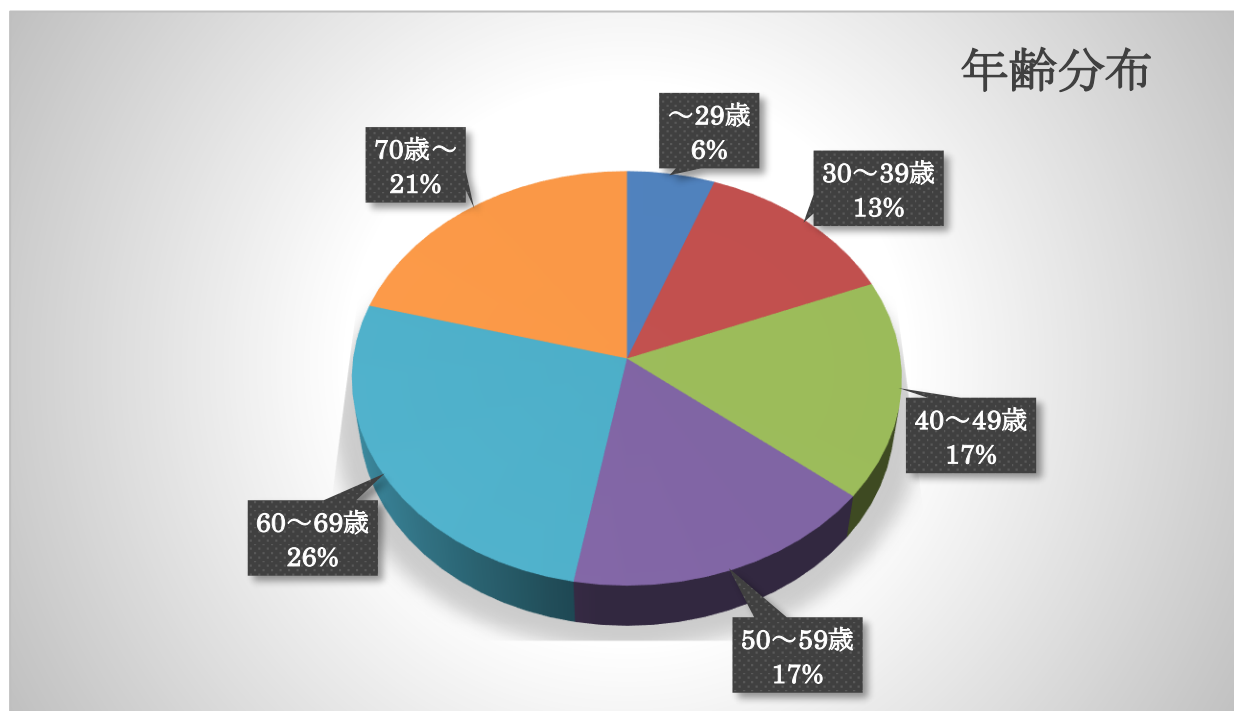
### 精神障害者保健福祉手帳全体の推移

|     | 所持者総数 |      | うち重度（1級） |      |        | 人口<br>（3月末） |
|-----|-------|------|----------|------|--------|-------------|
|     |       | 人口比  |          | 人口比  | 所持者総数比 |             |
| H21 | 33人   | 0.4% | 2人       | 0.0% | 6.1%   | 8,359人      |
| H26 | 49人   | 0.6% | 6人       | 0.1% | 12.2%  | 7,780人      |
| R1  | 54人   | 0.8% | 7人       | 0.1% | 13.0%  | 7,167人      |
| R5  | 51人   | 0.8% | 6人       | 0.1% | 11.8%  | 6,703人      |



令和5年9月1日現在 精神障害者保健福祉手帳所持者 年齢分布

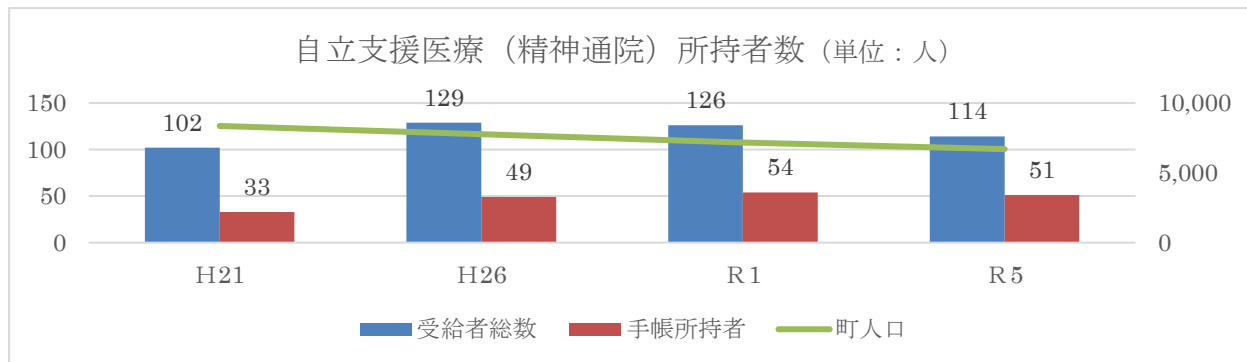
|         | 1 級 | 2 級  | 3 級  | 計    |
|---------|-----|------|------|------|
| 0～18 歳  | 0 人 | 1 人  | 2 人  | 3 人  |
| 19～29 歳 | 0 人 | 0 人  | 0 人  | 0 人  |
| 30～39 歳 | 0 人 | 3 人  | 4 人  | 7 人  |
| 40～49 歳 | 1 人 | 6 人  | 2 人  | 9 人  |
| 50～59 歳 | 1 人 | 7 人  | 1 人  | 9 人  |
| 60～69 歳 | 1 人 | 12 人 | 1 人  | 14 人 |
| 70～79 歳 | 1 人 | 7 人  | 2 人  | 10 人 |
| 80～89 歳 | 0 人 | 0 人  | 0 人  | 0 人  |
| 90 歳～   | 1 人 | 0 人  | 0 人  | 1 人  |
| 計       | 5 人 | 36 人 | 12 人 | 53 人 |



## 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数

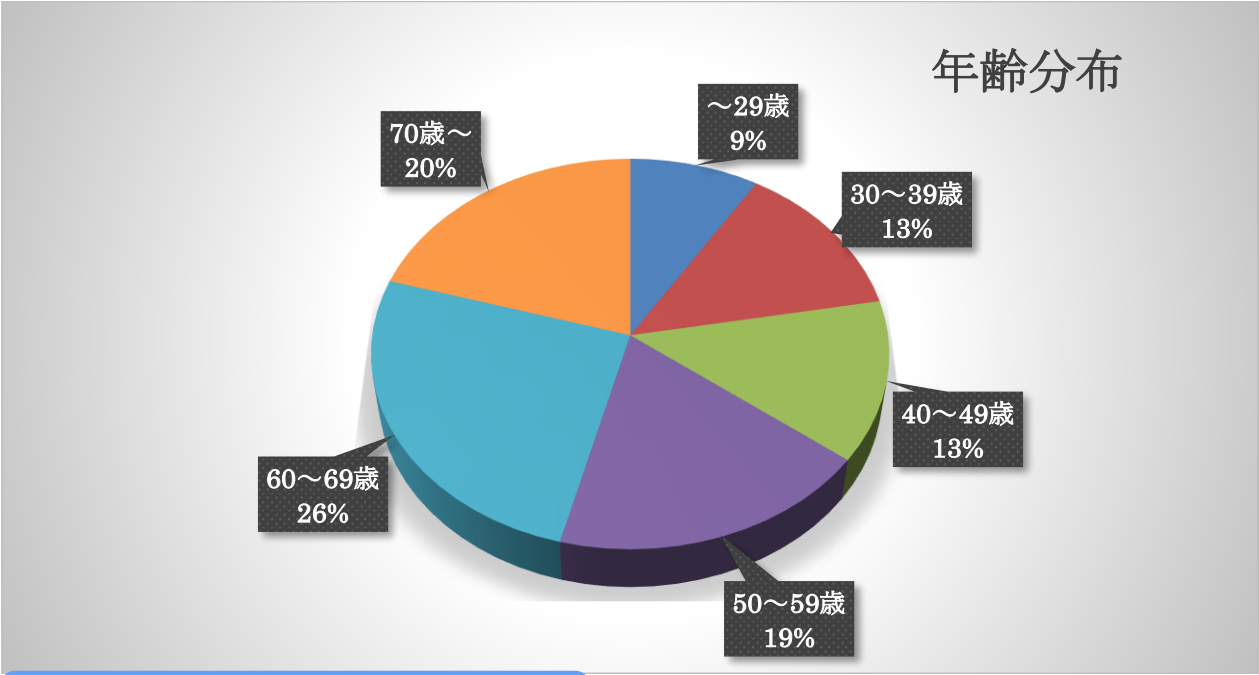
### 自立支援医療（精神通院）受給者の推移

|     | 受給者総数 |      | うち手帳所持者 |        | 人口<br>（3月末） |
|-----|-------|------|---------|--------|-------------|
|     |       | 人口比  |         | 所持者総数比 |             |
| H21 | 102 人 | 1.2% | 33 人    | 32.4%  | 8,359 人     |
| H26 | 129 人 | 1.7% | 49 人    | 38.0%  | 7,780 人     |
| R1  | 126 人 | 1.8% | 54 人    | 42.9%  | 7,167 人     |
| R5  | 114 人 | 1.7% | 51 人    | 44.7%  | 6,703 人     |



### 令和5年9月1日現在 自立支援医療（精神通院）受給者 年齢分布

| ～18 歳 | 18<br>～29 歳 | 30<br>～39 歳 | 40<br>～49 歳 | 50<br>～59 歳 | 60<br>～69 歳 | 70<br>～79 歳 | 80<br>～89 歳 | 90 歳～ | 計     |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|-------|
| 3 人   | 7 人         | 15 人        | 15 人        | 21 人        | 29 人        | 19 人        | 3 人         | 1 人   | 113 人 |



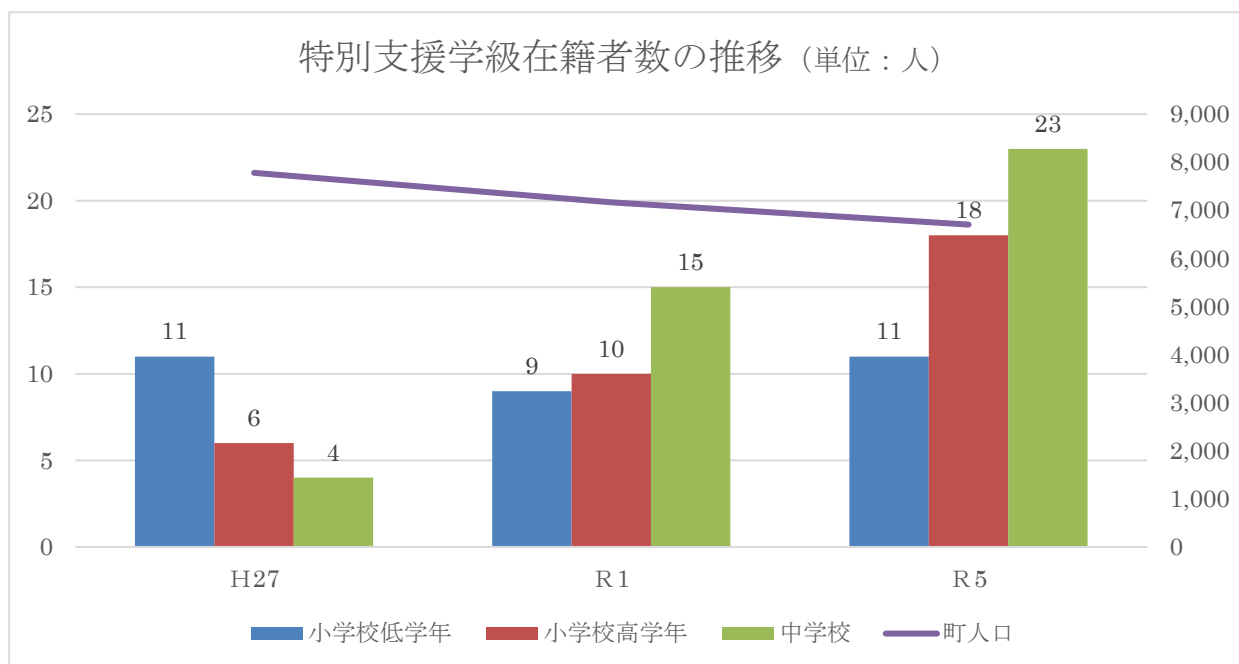
### 小中学校特別支援学級の推移

特別支援学級の在籍者数も療育手帳所持者と同様に増加傾向にあります。令和 5 年 9 月 1 日現在、52 人の在籍者がおり、各学年 5 人程度の在籍者がいる状況です。18 歳になると居住の場や日中活動の場として、新規に障がい福祉サービスを利用することが見込まれます。

児童クラブは、特別支援学級の在籍者の約半数が利用しています。

### 特別支援学級在籍者数の推移

|     | 小学校低学年<br>の在籍者総数 |      | 小学校高学年の<br>在籍者総数 |      | 中学校の<br>在籍者総数 |      | 人口<br>(3月末) |
|-----|------------------|------|------------------|------|---------------|------|-------------|
|     |                  | 人口比  |                  | 人口比  |               | 人口比  |             |
| H27 | 11 人             | 0.1% | 6 人              | 0.1% | 4 人           | 0.1% | 7,780 人     |
| R1  | 9 人              | 0.1% | 10 人             | 0.1% | 15 人          | 0.2% | 7,167 人     |
| R5  | 11 人             | 0.2% | 18 人             | 0.3% | 23 人          | 0.3% | 6,703 人     |



令和5年9月1日現在 児童クラブ利用者 年齢分布

|                  | 小1 | 小2 | 小3 | 小4 | 小5 | 小6 | 計   |
|------------------|----|----|----|----|----|----|-----|
| 学年の人数            | 40 | 44 | 59 | 49 | 55 | 55 | 302 |
| 児童クラブ利用数         | 27 | 30 | 35 | 24 | 21 | 15 | 152 |
| うち特別支援学級の<br>在籍者 | 1  | 4  | 1  | 2  | 4  | 3  | 15  |
|                  | 6  |    |    | 9  |    |    |     |

## 2. 障がい福祉サービスの利用状況

### 小学校就学前の利用状況

#### ●現状と課題

児童発達支援を提供する事業所は町内に無く、網走市及び美幌町の事業所を利用しています。

また、利用者数が多く、施設側の利用枠の理由で毎週通えていない方がいます。この状況の改善が望まれています。

早期の利用開始によって、児童の可能性が広がることから、児童発達支援のサービス拡充が強く求められています。

#### ●利用者の声（ニーズ調査、地域自立支援協議会など）

○児童の発達支援を大空町内で受けられるようにしてほしい

○重度の方には手厚いが軽度の児童発達支援などは利用できるものがあまり無い気がする。人とお金がないのはわかるが、もう少し専門的な知識を持っている職員を対応に当たってもらえるように増やしてほしい。

○放課後デイ・児童発達支援についての議論が毎回あがるが、何も進んでいない。他市町村の施設も利用人数が多く、大空町からの利用者が満足に通えていない状況をいつまでも放っておいていいのか。幼少期の発達の伸びは重要であるため、既存のハードを活用しつつ、ソフトをどうするのか早急な検討が必要ではないか。町内に事業所を整備できないのであれば、利用者の負担となっている送迎に係る支援などを検討すべきではないか。

○児童の部分に関しては、早期発見・早期療育と言われている。そのなかで、児童発達支援を使ってはいるが、利用日数が月2日というのはどうか。療育の観点からみると、月2日でどれだけの効果があるのだろうか。未就学や小学校のときの発達の伸びというのは大きいので、ここで利用日数が制限されていることで将来的なお子さんができることの差はかなり開く。

### ●現状と課題

放課後等デイサービスを利用する大半の方が網走市の事業所を利用しています。大空町内にサービス事業所はありません。保護者による送迎等が必要なため、学校の長期休暇（夏休み・冬休み）の月は利用が多く、それ以外の月は、土日相当分の利用日数しかありません。特に中学生以上は、養護学校在籍者が、土日・長期休暇に利用している状況です。

町内には、小学生の放課後の居場所のひとつとして、児童センターや児童クラブがあります。現在、特別支援学級の在籍者のうち、約半数が児童クラブを利用しています。児童クラブには、保育の要件等の条件があり、希望すれば誰でも利用できるというわけではありません。

このような理由などがあり、放課後等デイサービスの町内設置を強く要望されている現状です。

### ●利用者の声（ニーズ調査、地域自立支援協議会など）

○現在は放課後等デイサービスが利用できないので、児童館へお願いしているが、児童館の先生方は人数も少なく安全は見てくれるが、障がい児の気持ちの安心は見てもらえない。

○特別支援学級の在籍人数が年々増えているなか、将来障がい福祉サービスを利用することを見込むと、町内での対応がますます難しくなってくるのではないかと。

○児童館スタッフと意思疎通に壁があるようで、子どもの話を聞いているのかが疑問である。子どもが利用しても、他の利用者とトラブルになるため、子ども自身も利用したくない。

○放課後デイ・児童発達支援についての議論が毎回あがるが、何も進んでいない。他市町村の施設も利用人数が多く、大空町からの利用者が満足に通えていない状況をいつまでも放っておいていいのか。幼少期の発達の伸びは重要であるため、既存のハードを活用しつつ、ソフトをどうするのか早急な検討が必要ではないか。町内に事業所を整備できないのであれば、利用者の負担となっている送迎に係る支援などを検討すべきではないか。

### ①就労のサービスを利用している方

#### ●現状と課題

令和4年度から町内に新たな就労継続支援B型の作業所（ケラケラ）ができたことにより、これまで町外に通所していた利用者がケラケラを利用するなど、大変意義のあるものとなっています。

就労移行支援及び就労継続支援A型は、町内に事業所が無いいため、町外の事業所を利用するしか選択肢はありません。また、事業所の数も少ないです。

就労継続支援B型は、美幌町及び大空町のちあふるの事業所を利用されています。

一方で、その先にステップアップ（就労継続支援A型・就労移行支援）したい利用者のニーズに応えられていない現状があります。

町内で一般就労を希望する利用者が大空町で住み続けられるよう、まずは職場実習受け入れ先の開拓など、行政から事業者への働きかけが必要な状況です。

#### ●利用者の声（ニーズ調査、地域自立支援協議会など）

○居住の場が女満別が無い。障がい者に対する理解者も少ない。就労支援に向けた職場も限られており、増やしてほしい。

### ②就労以外の日中活動系のサービスを利用している方

#### ●現状と課題

施設入所の空き待ちの利用者が、在宅にて各種サービスを組み合わせてなんとかしのいでいる状況です。平日ほぼ毎日、北見市まで通所しているなど、利用者への手厚い支援も必要ですが、同時に家族へのケアも重要と思われます。

そのため、生活介護や日中一時支援事業などの就労以外の日中活動の場も求められています。

#### ●利用者の声（ニーズ調査、地域自立支援協議会など）

○本人が日中活動で上手くいかない時や休みたい時、家族が仕事で留守にする時間に使えるサービス事業所が送迎等の理由で利用できる事業所がない。

○町が場所の提供をして、日中一時支援の事業所の開設を支援して欲しい。

○民営住宅ではなく、公営の住宅でも見守りを受けながら障がい者が自立して生活できるような住宅の充実を望む。

### ③ヘルパー系のサービスを利用している方

#### ●現状と課題

事業所において、ヘルパーの人数が足りていないため、居宅介護の家事援助及び通院介助の利用量が制限されている。利用できないという状況にあります。今後、高齢化の進行が進むことが想定されるため、特に病院通院の移動手段の確保が早急に必要な状況です。

また、通院介助や移動支援のサービスでは、大空町内に事業所が少なく、他市町村の事業所を活用しなければならない状況です。燃料費を始めとした経費の増加や利用者宅までの移動が報酬対象外となっているなどの理由により、現状の報酬では運営が厳しいという事業者の声が聞かれています。

#### ●利用者の声（ニーズ調査、地域自立支援協議会など）

○車のない人の移動手段を充実してほしい

### ①グループホームを利用している方

#### ●現状と課題

他市町村のグループホームの数は、増加傾向にありますが、大空町や大空町隣接自治体である網走市や美幌町では、空きが少なく、利用希望者が全員利用できる状況になっていません。

現在、在宅で生活している利用者の中には、高齢の親が支援しているケースもあり、「親亡き後」の問題が喫緊の課題となっている。住み慣れた地域で暮らし続けたいという希望に応えるためには、居住（GH）と日中活動（就労等）の場を整備の要望が強い。

#### ●利用者の声（ニーズ調査、地域自立支援協議会など）

○居住地での、グループホーム、入所施設を作してほしい。

○働ける場所またグループホーム等が少ないと思うので、お願いしたい。

### ②施設入所を利用している方

#### ●現状と課題

現在11人施設入所のサービスを利用しています。この10年で新規に施設入所のサービスを利用された方は3人で、死亡やグループホームへの移行などにより、減少傾向にあります。

しかしながら、大空町内に施設入所を希望しているが、空きなどが無く、入所待機になっている方がいます。ニーズが減少しているわけではない状況です。

#### ●利用者の声（ニーズ調査、地域自立支援協議会など）

○居住地での、グループホーム、入所施設を作してほしい。

## 第3章 第3次大空町障がい者計画

### 1. はじめに

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、国が策定する障害者基本計画及び北海道の障がい者計画を基本として、大空町における障がいのある人の状況等を踏まえ、障がいのある人のための施策について「第3次大空町障がい者計画」を策定します。

### 2. 基本理念

この計画は、障がいのある人もない人も、地域の中で同じように生活を営める社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念と、障がいのある人が、地域の中で自立した生活が送れるよう、必要なサービスが有機的、体系的に提供される社会を目指す「リハビリテーション」の理念を踏まえて、「障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会をつくる」ことを基本理念とします。

障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会をつくる

### 3. 基本目標

基本理念の実現に向けて、具体的な計画推進のため3つの基本目標を定めます。

#### 【基本目標1】 自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無や種別、程度によって生活が制限されることなく、自己決定と自己選択に基づき、必要な支援が受けられる社会づくりを目指します。

#### 【基本目標2】 障害福祉サービスの総合的な提供

必要とされる支援が適切に受けられるよう、関係機関の連携を強化し、障害福祉サービスが総合的に提供されるよう推進します。

#### 【基本目標3】 共生社会実現の推進

社会参加を制約する社会的障壁の除去を進め、バリアフリー化を推進し情報アクセシビリティの向上を図ることで、共生社会の実現を推進します。

### 現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域において、自立して安心した日常生活や社会生活を送ることができるよう、様々な相談への対応を行っています。サービスを必要としている人に適切に情報が行き届くよう、相談先の周知や複雑化・複合化したニーズに対応できる相談支援体制の整備が必要です。

地域での生活を希望する障がいのある人が、生涯を通じて自らの選択により障がい福祉サービスを継続利用できるよう、身近な相談支援体制や生活を支える福祉サービスの充実を図る必要があります。

## 01 | 生活支援・相談支援体制・地域移行支援の充実

### 相談先の周知

制度などを知らず、サービスを利用していない人に情報が行き届くように、相談窓口・制度の積極的な周知に努めます。また、相談が来るのを待つだけの受け身ではなく、アウトリーチの意識を持った相談支援体制の整備に努めます。

### 相談員の設置

障がいのある人やその家族等が身近な地域で相談できる体制の充実のため、身体障害者相談員・知的障害者相談員（北海道の地域相談員を併任）を設置します。

### 包括的な相談支援体制の構築

複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談支援、行政、事業者等の連携を強化し、包括的な相談支援体制の構築を推進します。

### 地域自立支援協議会の活用

大空町地域自立支援協議会の更なる活用・活性化に努めます。また、地域課題の解決に向け、課題ごとに部会を活用した個別・具体的な協議の実施を推進します。

### 地域生活支援拠点の整備

地域で生活する障がいのある人の重度化、高齢化にも対応できるよう、居住支援機能及び地域支援機能などを備えた、地域生活支援拠点の整備について検討します。

### 地域移行、地域定着の促進

相談支援事業所、施設、医療機関などと連携し、地域移行、地域定着の取組に必要な相談体制を整備し、障がいのある人が地域で生活できるよう努めます。

## 02 | 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実

### 障がい福祉サービスの充実

障がいのある人の地域生活を支援するため、在宅生活を送る上で重要となる居宅介護などの訪問系サービス、施設に通所しての生活訓練や就労訓練などの日中活動系サービス、共同生活援助などの居住系サービス、計画相談支援などの相談支援等、障がい福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

### 地域生活支援事業の充実

大空町の実情に応じ、障がいのある人の地域生活を支えるため地域生活支援事業を実施します。公共交通機関の減便や障がい福祉サービス提供事業者の人員不足等を背景に、通院や買い物などの移動に関する課題や、日中活動の場の確保が課題です。ニーズを的確に把握し、事業者への支援や制度の整備などを通じ、サービスの充実に努めます。

### 人材の育成と確保

医療・介護・障がい福祉関係施設における人材確保、定着のための支援に努めます。

## Ⅱ | 保健・医療の充実

### 現状と課題

障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見、健康づくりを推進するため、健康診査や乳幼児健康診査などの保健事業を行っています。また、医療費の負担軽減のために自立支援医療の給付や重度心身障がい者医療費助成を行っています。

充実した保健・医療サービス等の提供体制や、医療費の負担軽減のための取組が、今後も引き続き必要です。

## 01 | 保健・医療の推進

### 適切な保健・医療の提供

必要な保健・医療サービスが利用できるよう、情報をわかりやすく提供し、きめ細かく相談に対応します。

### 自立支援医療給付の充実

公費負担医療制度等の相談に応じ、更生医療や育成医療、精神通院医療など自立支援医療の適切な給付に努めます。

### 重度心身障がい者医療費助成の実施

重度の心身障がいがある人が必要な医療を適切に受けることができるよう、医療費負担の軽減を図ります。

### 健康づくりの推進

障がいの原因となる生活習慣病の予防をはじめとする健康づくりを推進するために、健康診査等の保健事業を実施します。

### 母子保健事業の推進

妊婦や乳幼児に対して、子どもが健やかに育つことを目的に、乳幼児健康診査や育児教室、家庭訪問等の保健事業を実施します。

### こころの健康づくりの推進

うつ病をはじめとする精神疾患に関する相談支援体制の充実に努めます。

### 難病患者支援の実施

北海道や保健所と連携し、対象者の把握に努め、必要な方に適切に制度の周知が図られるように努めます。

#### 現状と課題

障がいや発達に心配のある子どもを早期から適切な時期に支援につなげていくため、保護者から発達や育児に関する相談に応じるとともに、母子保健事業や認定こども園、学校等と連携して支援体制づくりに取り組んでいます。

また、学齢期においては、すべての児童・生徒が、適切な環境で教育が受けられるように、特別支援教育の環境整備や保護者のニーズに合わせた教育支援体制の整備を進めてきました。

障がいや発達に心配があっても、身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービスが利用できる環境の整備と、児童館・放課後児童クラブに安心して子どもを預けられる環境の整備など、必要な支援が提供できる体制整備が求められています。

## 01 | 障がいや発達に心配のある子どもに対する支援の充実

### 関係機関と連携した支援の実施

認定こども園や学校、障がい児通所支援事業所、児童館などが連携を図り、障がいや発達に心配のある子どもを早期から、適切な支援に繋げる体制の整備に努めます。

また、乳幼児期・学童期・青年期のステージごとに支援が円滑に引き継がれるよう、関係機関の連携に努めます。

### 障がい児通所支援等の体制の充実

障がいや発達に心配のある子どもとその家族が、身近な地域で安心して生活できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援や相談支援が利用できる環境の整備に努めます。

### 放課後児童クラブ等での受け入れ体制の充実

障がいの有無に関わらず、すべての子どもが共に生活することで、社会性や自主性の発達を促し、共に成長していけるよう、放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ体制の整備に努めます。

## 医療的ケアを必要とする障がい児に対する支援の充実

医療的ケアが必要な重度心身障がい児（者）が、身近な地域で安心して生活できるよう、医療・保健・福祉・保育・教育等の関係機関が連携し、必要な支援やサービスが提供できる支援体制の整備に努めます。

## 02 | 教育活動等の充実

### 特性に応じた指導や支援体制の構築

すべての子どもが、適切な環境で教育を受けられるように、特別支援教育の環境整備に努めるとともに、保護者のニーズに合わせた教育相談体制の充実に努めます。

また、特別支援学級に在籍する児童・生徒だけでなく、通常学級に在籍する支援を必要とする児童・生徒の特性に応じた指導や支援体制の構築に努めます。

### 障がいへの理解啓発活動の実施

まちづくり出前講座等を活用し、障がいへの理解と知識を深めるための活動を積極的に実施します。

## Ⅳ | 就労支援の充実

### 現状と課題

就労に関する相談は、相談支援事業所や障がい者就業・生活支援センターなどと連携して支援を行っています。一般就労することが困難な障がいのある人には、就労移行支援や就労継続支援など、障がい福祉サービスを活用した福祉的就労において障がい者の就労機会の確保などを行っています。

本人の意欲や障がい特性などに応じた多様な働き方が可能となるよう、障害者雇用の拡大や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を受ける就労継続支援事業などのサービスが身近な地域で利用できるよう、障がい福祉サービスの充実を図る必要があります。

## 01 | 多様な就労機会の確保

### 障がい者雇用の促進

障がいのある人の雇用拡大に向けて、障害者雇用促進法の趣旨の周知に努めるとともに、企業などの就労支援の取組などを広く周知し、事業主や町民の理解と認識を深められるように努めます。

### 関係機関の連携

ハローワークや障がい者就業・生活支援センターなどと連携し、一般就労に向けた就労相談・就労支援を行い、障がい者の自立に向けた就業等の支援に努めます。

### 福祉的就労の促進

福祉的就労を希望する障がいのある人が、身近な地域で就労に必要な知識や能力の向上のため訓練を受ける就労継続支援事業などのサービスが利用できるよう、障がい福祉サービスの充実に努めます。

### 障がい者福祉職親事業の利用促進

障がい者福祉職親事業を広く周知し、協力事業者の拡充に取り組み、雇用の場の確保に努めます。

### 障がい者優先調達推進の推進

障害者優先調達推進法を踏まえ、物品などの優先調達に努め、障がいのある人を支援する事業所などにおける業務の拡大を推進するとともに、販路拡大につながる支援に努めます。

## 現状と課題

障がいのある人が地域社会の一員として、町内会活動や文化芸術活動など様々な活動に参加し、生活の質の向上や自己実現を図る機会の充実が必要です。

交通機関の減便や障がい福祉サービス提供事業者の人員不足等を背景とした障がいのある人の移動手段の確保や、地域活動支援センターをはじめとする活動の場の提供、障がい者差別解消の普及啓発などにより、障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりを進めることが求められています。

## 01 社会参加の促進

## 社会参加に必要な手段の提供

障がいのある人の社会参加に必要な移動交通手段を確保するため、福祉タクシー券の配布や地域生活支援事業（移動支援事業）の充実に努めます。

## 社会参加の場の提供

社会との交流促進などを行う地域活動支援センター事業の利用促進をはじめ、通所による創作的活動又は生産活動の機会の提供を図ります。

## 障がい者団体との連携

大空町地域自立支援協議会を通じて、障がい者団体と連携し、ニーズを把握するとともに、必要な情報提供を行います。

## 文化芸術活動の振興

障がいのある人が作った作品を町民文化祭など様々なイベントにおいて展示するなど文化芸術活動の促進に努めます。

## 社会参加しやすい環境づくり

障害者差別解消法における障がいのある人への合理的な配慮について広く周知し、社会参加がしやすい環境づくりに努めます。

### 現状と課題

すべての人々が国籍、年齢、性別や障がいの有無などに関係なく、当たり前で暮らすことができる社会を目指すノーマライゼーションの考え方は、全ての計画の基本となります。

障がいの正しい理解のため、まちづくり出前講座等を活用した福祉教育の推進や、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進に取り組んできましたが、障がいのある人もない人も共生する地域社会づくりのため、これらの活動が今後も求められています。

## O1 | 権利擁護の推進・虐待の防止

### 行政機関等における配慮

行政機関等における配慮として障害者差別解消法に基づき、行政機関の窓口などにおける障がい者への配慮を徹底するとともに、事業者による社会的障壁の除去の実施における合理的配慮の提供の義務について周知します。

### 虐待防止

虐待の防止や早期の対応を図るため、関係機関との連携を強化し、虐待防止に取り組めます。

### 地域福祉活動の推進

自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア団体、学校、町内の事業者など、福祉に関係する団体相互の連携強化を図り、支援体制・見守り体制の構築を図ります。

## 02 | 成年後見制度の推進

### 成年後見制度等の利用促進

障がいのある人の生活と権利を守るため、社会福祉協議会との連携により、知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が不十分な人が安心して生活が送れるように、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知と利用の促進に努めます。

## 03 | 理解の促進・障がいを理由とする差別の解消

### 障がいのある人に対する理解の促進

障がいのある人との交流機会の確保やボランティア活動の周知や、障害者週間のPRなどの機会を通じ、発達障がいなども含めた障がいや障がいのある人への理解促進に努めます。

### 障がいを理由とする差別の解消の促進

障害者差別解消法における障がいのある人への合理的な配慮について広く周知し、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供に取り組みます。

### 福祉教育の推進

社会福祉協議会や障がい福祉サービス提供事業者などと連携し、車いす乗車体験や視覚障がい体験等を通じ、障がいについて学ぶ福祉教育の推進に努めます。

### 現状と課題

障がいのある人が安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った公共施設の整備を推進し、また、安心した在宅生活を支援するため福祉用具の給付や住宅改修制度を実施しています。

障がいのあるひとに配慮した防災・安全対策の推進や、障がいのある人が日常生活を営む上で必要な支援機能を備えたグループホーム等の住まいの整備が求められています。

## 01 | やさしいまちづくり・住環境の整備

### 公共施設・住宅等のバリアフリー化の推進

障がいのある人のニーズに応じ、ユニバーサルデザインの視点に立った公共施設の整備に努めるとともに、一般住宅等においては、地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業）を活用した住宅改修制度の利用促進や、除雪サービスの実施など、安心した在宅生活の支援に努めます。

### 日常生活用具給付等事業の利用促進

入浴補助用具などの給付を行う地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業）の利用を促進し、障がいのある人の在宅生活の利便性の向上を図ります。

### 身近な地域で安心できる住まいの確保

障がいのある人の地域での自立生活を推進するため、障がいのある人が日常生活を営む上で必要な支援機能を備えたグループホーム等の住まいの整備の促進に努めます。

### 避難行動要支援者に対する支援体制づくり

地域と連携し要支援者情報の共有を図り、平常時及び災害時における障がい特性に配慮した支援体制づくりに努めます。また、優先度の高い方などを中心に関係機関などと連携しながら、避難行動要支援者の個別避難計画の作成に取り組みます。

### 緊急通報システムの設置

一人暮らしで身体に障がいがあり緊急時における行動が困難な人などに、緊急通報システムを設置し、緊急時の見守り体制の充実を図ります。

### 見守り体制づくり

公的サービスや民生委員児童委員による見守りのほか、地域に関わる事業者などによる見守りネットワークの強化に努めます。

### 防犯体制の整備

障がいのため判断能力の不十分な人などが、犯罪被害に遭わないよう、警察や町民、関係機関と連携して、地域ぐるみの防犯活動の推進に努めます。

## 現状と課題

町のホームページや広報、福祉制度のガイドブックなどを活用した分かりやすい情報提供や、聴覚障がい及び音声・言語機能障がいのある人のコミュニケーション支援のための手話通訳・要約筆記者の派遣体制の確保などに取り組んできました。

今後も引き続き、障がいのある人に対して障がい種別に応じた意思疎通の支援及び分かりやすい情報提供が求められています。

## 01 | 情報バリアフリー化の推進

## 情報アクセシビリティの向上

町ホームページの文字サイズや背景色変更、福祉制度のガイドブックを町ホームページに掲載するなど、障がいのある人に対しての分かりやすい情報提供に努めるとともに、情報通信技術を活用した情報バリアフリー化に努めます。

## 02 | 意思疎通支援の推進

## 障がい種別に応じた意思疎通の支援

聴覚障がいや視覚障がいのある人をはじめとしたコミュニケーションに支援が必要な人に対し、手話通訳・要約筆記者の派遣を行い、日常生活における意思疎通の円滑化を図ります。

## 日常生活用具給付等事業の利用促進

日常生活用具給付等事業により、障がいの特性に応じた情報機器の普及や利用を促進し、日常生活における意思疎通の円滑化を図ります。

## 第4章 第7期大空町障がい福祉計画

### 第3期大空町障がい児福祉計画

---

#### 1. はじめに

障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国が示す基本指針に沿い、「第7期大空町障がい福祉計画」及び「第3期大空町障がい児福祉計画」を策定します。

障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る計画最終年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業）及び障がい児通所支援等（障がい児通所支援、障がい児入所支援、障がい児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とします。

## 2. 提供体制の確保に係る目標及び方策

### 大空町の課題

障がいのある方が生涯を通じて、希望する障がいのある方が大空町内に住み続けるためには、以下の課題があり、その解決が必要です。

| 早期療育に向けたサービスの拡充<br>(児童発達支援・放課後等デイサービス) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状と課題                                  | <p>現在、大空町には児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する事業所がありません。そのため、町外の事業所を利用する必要があります。児童発達支援については、需要が供給に追い付いておらず、2週間に1度しか利用できない状況にあります。特に知的障がいを軽度に保つには、早期の療育が必要です。早期に療育ができないということは、子どもの可能性が狭まります。</p> <p>就学後についても、町内に放課後等デイサービスがないため、放課後児童クラブを利用する方が多い状況です。利用者間のトラブルになることも少なくありませんが、放課後等デイサービスは、放課後の預かりのみならず、可能性の差を少しでも埋める訓練を行います。受けることができない状況です。</p> |
| 令和8年度までの目標                             | <p>児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用ニーズが高く、早期の利用が今後の可能性を広げることにもなるため、大空町内での整備に向けて、優先して体制の充実を図ります。</p> <p>具体的には、令和6年度に運営方法の検討及び人材の確保。令和7年度に既存施設の改修及び運営準備を行い、令和8年度の事業実施を目指します。</p>                                                                                                                                                            |

| ヘルパーの確保と移動支援、移動手段の充実<br>(居宅介護・移動支援事業) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状と課題                                 | <p>ほとんどの障がい福祉サービスについて、大空町内でサービス提供体制を完結することができず、町外の事業所を利用しなくてはなりません。また、障がい者の中には定期的に通院が必要な方もおり、町外の病院を利用する方も多くいます。</p> <p>障がい福祉サービスの利用、通院、買い物などのために、町外への移動をしようとしても、公共交通機関を1人で利用することが困難な方で、所得の低い障がい者の方は、福祉有償運送サービスでは自己負担が高く、移動支援の福祉サービスを利用しなければなりません。町内に事業所は無く、町外の事業所を利用する必要がありますが、ヘルパー等が不足しており、需要が供給を上回っています。</p> <p>ヘルパー等の不足は、家事援助や通院介助の居宅介護のサービスを在宅で利用することが難しくなっており、障がい者だけにとどまらず、高齢者にも関わる問題です。早急な対応が求められています。</p> <p>また、町内事業所が無い場合、町外の事業所による送迎の提供が行われていますが、大空町までの1往復分は、報酬対象外となっており、事業所の自己負担でサービスが行われています。継続したサービスの提供のために、対策が必要な状況です。</p> |
| 令和8年度までの目標                            | <p>現在、医療機関、障がい福祉施設、介護保険施設の従事者確保、定着を図るために、経費の一部を補助し、サービスの維持に努めています。引き続き、ヘルパー及び提供事業所の確保と移動支援、移動手段の充実のために、検討を行い、体制の充実を図ります。</p> <p>具体的には、令和6年度から令和8年度の3年間に、大空町内に拠点を置いて、移動支援事業を実施する事業者の確保を目指します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

| 居住と日中活動の場の確保<br>(グループホーム・施設入所・日中活動サービス) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状と課題                                   | <p>現在、大空町内にもグループホームや施設に空きが無く、自宅で入所待機待ちになっている方もいるほか、18歳未満の療育手帳取得者が多く、かつ、増加傾向にもあります。</p> <p>現状で不足している分の他にも、引き続き、居住の場や日中活動の場の確保が必要な状況です。</p> <p>現状では、大空町ではサービス提供事業所が無い。もしくは、少ないため、大空町に在住しながらサービスの提供を受けることが難しい方も多く、グループホームや施設入所などの居住の場と就労や生活介護などの日中活動の場を求めて、他市町村に転居する必要があり、大空町に住み続けたくても、住み続けることができない方もいます。</p> |
| 令和8年度までの目標                              | <p>今後増大することが見込まれるサービスの利用量を踏まえた上で、必要なサービス量の確保に向けて、必要な対策を検討し、サービス内容の充実を図ります。</p> <p>具体的には、令和6年度から令和8年度の3年間は、総体のサービス提供量の維持を最低限とし、女満別地区においてもグループホームの設置に向けて、サービス提供者の確保を目指します。</p>                                                                                                                               |

| 相談場所の確保<br>(相談支援事業) |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状と課題               | <p>障がい福祉計画のニーズ調査の中にも、相談先がわからない。相談先が無い。サービスの内容がよくわからないという方が一定数います。町内の計画相談支援事業者によって、町内の潜在的なニーズの掘り起こしにもつながっており、新たにサービスが利用できた方も増えています。</p> <p>家族等の支援者が高齢になり、不在になったときに始めてサービスを受ける。もしくは、知るということが無いようにするために、日頃の生活や利用できるサービスについて、気軽に相談できる環境づくりの整備が引き続き必要です。</p> |
| 令和8年度までの目標          | <p>適切な情報を受け取ることにより、適切なサービスを利用し、健康で文化的な生活を送るため、安心してサービスが利用できる環境づくりが必要です。引き続き、更なる相談支援体制の充実を図ります。</p>                                                                                                                                                      |

## 令和8年度の施策の成果目標値

### 福祉施設の入所者の地域生活への移行

|            | 第6期 |    | 第7期 | 考え方                                              |
|------------|-----|----|-----|--------------------------------------------------|
|            | 計画  | 実績 | 計画  |                                                  |
| 施設入所者数     | 11人 |    | 10人 | 第6期は令和元年度末、第7期は令和4年度末の施設入所者数                     |
| 地域生活への移行者数 | 1人  | 1人 | 1人  | 第6期は令和5年度末、第7期は令和8年度末までに施設入所からグループホームなどへ地域移行した人数 |
| 施設入所者の減少数  | 1人  | 1人 | 1人  | 第6期は令和5年度末、第7期は令和8年度末までの減少数                      |

#### 【目標値の設定】

国の考え方は、地域生活の移行者数は6%以上、施設入所者は5%以上減少することを目標としており、実情も踏まえ、国同様に設定します。

### 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

大空町における現在退院可能な精神障がい者がいないため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域の平均生活日数や早期退院率の設定は難しいため、設定をしないこととします。

## 福祉施設から一般就労への移行等

| 一般就労の移行前の状況  | 第6期 |    | 第7期 | (参考)<br>令和3<br>年度 | 考え方                       |
|--------------|-----|----|-----|-------------------|---------------------------|
|              | 計画  | 実績 | 計画  |                   |                           |
| 福祉施設         | 1人  | 0人 | 1人  | 0人                | 第6期は令和5年度、第7期は令和8年度における人数 |
| 就労移行支援事業     | 2人  | 0人 | 2人  | 0人                |                           |
| 就労継続支援(A型)事業 | 1人  | 1人 | 1人  | 1人                |                           |
| 就労継続支援(B型)事業 | 1人  | 0人 | 1人  | 0人                |                           |
| 就労定着支援事業     | 1人  | 1人 | 1人  | 0人                |                           |

### 【目標値の設定】

国の考え方は、令和3年度の実績と比較し、就労移行支援事業は1.31倍以上、就労継続支援A事業は1.29倍以上、就労継続支援(B型)事業1.28倍以上、就労定着支援事業は、1.41倍以上を目標としており、実情も踏まえ、国同様に設定します。

## 障がい児支援の体制

国の考え方として、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築のため、令和8年度までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上(圏域設置可)、重度心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを各市町村に1か所以上確保することを基本とするとされています。

現在大空町には、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所は無く、近隣市町村の事業所を利用していますが、利用希望数量を確保できないことから、早急な児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保を目指します。

## 相談支援体制の充実・強化

網走市、斜里町、清里町、小清水町、大空町で共同設置している基幹相談支援センターめいとを継続して設置し、相談支援体制の強化に努めます。

## 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

国の指針に基づき、障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果の共有の取り組みを行います。

### 3. 支援の種類ごとに必要な見込量及び確保方策

令和6年度から令和8年度までの各年度における障がい福祉サービスや相談支援事業など、必要なサービス見込量や見込量の確保のための方策を国の基本的な指針を踏まえて定めます。

なお、大空町の見込み量の考え方については、国の考え方を基本とし、地域の実情を勘案して定めます。

#### 訪問系サービス

#### 居宅介護（ホームヘルプ）

##### 【事業内容】

居宅での入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯、掃除などの家事援助を行います。

|               |    | 第6期 |     |    | 第7期 |    |    |
|---------------|----|-----|-----|----|-----|----|----|
|               |    | R3  | R4  | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 | 12  | 13  | 14 | 13  | 13 | 13 |
|               | 実績 | 12  | 9   | 13 |     |    |    |
| 利用量<br>(時間/月) | 計画 | 48  | 52  | 56 | 99  | 99 | 99 |
|               | 実績 | 117 | 160 | 99 |     |    |    |

##### 【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況を基礎として、地域移行の促進による新たな利用者の増加などの要因を勘案して見込みます。

## 重度訪問介護

### 【事業内容】

重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動の介護を総合的に行います。

|               |    | 第6期 |    |       | 第7期 |     |     |
|---------------|----|-----|----|-------|-----|-----|-----|
|               |    | R3  | R4 | R5    | R6  | R7  | R8  |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 | 0   | 0  | 0     | 1   | 1   | 1   |
|               | 実績 | 0   | 0  | 1     |     |     |     |
| 利用量<br>(時間/月) | 計画 | 0   | 0  | 0     | 840 | 840 | 840 |
|               | 実績 | 0   | 0  | 1,033 |     |     |     |

### 【大空町の見込み量の考え方】

大空町をサービス提供エリアとしている事業所が少なく、令和5年度途中まで利用者がいない状況が続いていたため、現状の1人で見込みます。

## 行動援護

### 【事業内容】

知的障がい又は精神障がいのために行動上著しい困難があり、常時介護を要する人の行動の危険回避や外出時の移動の介護を行います。

|               |    | 第6期 |     |     | 第7期 |     |     |
|---------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|               |    | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  | R8  |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 | 1   | 1   | 1   | 3   | 3   | 3   |
|               | 実績 | 0   | 2   | 3   |     |     |     |
| 利用量<br>(時間/月) | 計画 | 1   | 1   | 1   | 477 | 477 | 477 |
|               | 実績 | 0   | 119 | 477 |     |     |     |

### 【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況を基礎として、サービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。

## 重度障害者等包括支援

### 【事業内容】

常時介護が必要でその必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

|               |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|---------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|               |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 | 0   | 0  | 0  | 0   | 0  | 0  |
|               | 実績 | 0   | 0  | 0  |     |    |    |
| 利用量<br>(時間/月) | 計画 | 0   | 0  | 0  | 0   | 0  | 0  |
|               | 実績 | 0   | 0  | 0  |     |    |    |

### 【大空町の見込み量の考え方】

現在、利用者がいないことから、現状の0人で見込みます。

## 同行援護

### 【事業内容】

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人を対象として、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

|               |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|---------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|               |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 | 1   | 1  | 1  | 0   | 0  | 0  |
|               | 実績 | 0   | 0  | 0  |     |    |    |
| 利用量<br>(時間/月) | 計画 | 2   | 2  | 2  | 0   | 0  | 0  |
|               | 実績 | 0   | 0  | 0  |     |    |    |

### 【大空町の見込み量の考え方】

現在、利用者がいないことから、現状の0人で見込みます。

#### 見込み量確保のための方策

- 事業所において、ヘルパーの確保が非常に難しくなっています。障がいの特性を理解したヘルパーの確保を図り、サービスの充実を図ります。
- 障がい種別に区別なく個々の障害支援区分に応じた訪問系サービスを提供できるよう、障害支援区分の適切な認定を行うとともに、各サービスの内容や対象について十分な情報提供を行うなど、提供体制の充実を図ります。

## 日中活動系サービス

### 生活介護

#### 【事業内容】

常に介護を要する人に、昼間において障がい者支援施設等で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

|               |    | 第6期 |     |     | 第7期 |     |     |
|---------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|               |    | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  | R8  |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 | 21  | 22  | 23  | 28  | 31  | 34  |
|               | 実績 | 24  | 24  | 27  |     |     |     |
| 利用量<br>(人日/月) | 計画 | 462 | 484 | 506 | 504 | 558 | 612 |
|               | 実績 | 402 | 454 | 474 |     |     |     |

#### 【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況を基礎として、療育手帳所持者の状況やサービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。

### 自立訓練（機能訓練）

#### 【事業内容】

身体に障がいのある人に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間（標準期間18か月）、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行います。

|               |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|---------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|               |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 | 0   | 0  | 0  | 0   | 0  | 0  |
|               | 実績 | 0   | 0  | 0  |     |    |    |
| 利用量<br>(人日/月) | 計画 | 0   | 0  | 0  | 0   | 0  | 0  |
|               | 実績 | 0   | 0  | 0  |     |    |    |

#### 【大空町の見込み量の考え方】

現在、利用者がいないことから、現状の0人で見込みます。

## 自立訓練（生活訓練）

### 【事業内容】

知的又は精神に障がいのある人に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間（標準期間24か月、長期入所者の場合36か月）、日常における生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

|               |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|---------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|               |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 | 0   | 0  | 0  | 0   | 0  | 0  |
|               | 実績 | 0   | 0  | 0  |     |    |    |
| 利用量<br>(人日/月) | 計画 | 0   | 0  | 0  | 0   | 0  | 0  |
|               | 実績 | 0   | 0  | 0  |     |    |    |

### 【大空町の見込み量の考え方】

現在、利用者がいないことから、現状の0人で見込みます。

## 就労選択支援

### 【事業内容】

令和7年度までをめどに新設されるサービスです。障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスです。障がい者本人が就労先・働き方についてよい選択ができるよう就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援します。

|               |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|---------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|               |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 |     |    |    |     | 0  | 0  |
|               | 実績 |     |    |    |     |    |    |
| 利用量<br>(人日/月) | 計画 |     |    |    |     | 0  | 0  |
|               | 実績 |     |    |    |     |    |    |

### 【大空町の見込み量の考え方】

現在、利用者を見込めないことから、令和7年度以降0人で見込みます。

## 就労移行支援

### 【事業内容】

一般企業等へ就労を希望する障がいのある人に、一定期間（標準期間24か月）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

|               |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|---------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|               |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 | 1   | 1  | 2  | 3   | 5  | 5  |
|               | 実績 | 1   | 2  | 3  |     |    |    |
| 利用量<br>(人日/月) | 計画 | 22  | 22 | 44 | 48  | 80 | 80 |
|               | 実績 | 20  | 37 | 48 |     |    |    |

### 【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況を基礎として、療育手帳所持者の状況やサービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。

## 就労継続支援（A型）

### 【事業内容】

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。事業所内において、雇用契約に基づき就労の機会を提供します。

|               |    | 第6期 |     |     | 第7期 |     |     |
|---------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|               |    | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  | R8  |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 | 5   | 5   | 5   | 6   | 7   | 8   |
|               | 実績 | 3   | 5   | 6   |     |     |     |
| 利用量<br>(人日/月) | 計画 | 110 | 110 | 110 | 89  | 105 | 120 |
|               | 実績 | 44  | 100 | 89  |     |     |     |

### 【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況を基礎として、療育手帳所持者の状況やサービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。

## 就労継続支援（B型）

### 【事業内容】

一般企業等での就労が困難な障がいのある人や一定の年齢に達している障がいのある人に、一定の賃金水準のもとで働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上、維持を図ります。（雇用契約は結びません。）

|               |    | 第6期 |     |     | 第7期 |     |     |
|---------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|               |    | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 | R 8 |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 | 21  | 22  | 23  | 18  | 19  | 20  |
|               | 実績 | 19  | 18  | 18  |     |     |     |
| 利用量<br>(人日/月) | 計画 | 462 | 484 | 506 | 267 | 285 | 300 |
|               | 実績 | 306 | 291 | 267 |     |     |     |

### 【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況を基礎として、療育手帳所持者の状況やサービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。

## 就労定着支援

### 【事業内容】

一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

|               |    | 第6期 |     |     | 第7期 |     |     |
|---------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|               |    | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 | R 8 |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |
|               | 実績 | 1   | 1   | 0   |     |     |     |
| 利用量<br>(人日/月) | 計画 | 22  | 22  | 22  |     |     |     |
|               | 実績 | 1   | 1   | 1   |     |     |     |

### 【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況を基礎として、サービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。

## 療養介護

### 【事業内容】

医療と常時介護を必要とする障がいのある人に、主として昼間において病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の援助を行います。

|             |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|-------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|             |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 利用人数<br>(人) | 計画 | 3   | 3  | 3  | 3   | 3  | 3  |
|             | 実績 | 3   | 3  | 3  |     |    |    |

### 【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況を基礎として、サービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。

## 短期入所

### 【事業内容】

居宅において介護する人が病気等の理由により、障がい者支援施設等で短期間の入所を必要とする障がい者等に対し、入浴、排せつ及び食事その他の必要な介護を行います。

|               |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|---------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|               |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 | 3   | 4  | 5  | 15  | 15 | 15 |
|               | 実績 | 12  | 11 | 15 |     |    |    |
| 利用量<br>(人日/月) | 計画 | 21  | 28 | 35 | 32  | 32 | 32 |
|               | 実績 | 3   | 26 | 32 |     |    |    |

### 【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況を基礎として、サービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。

#### 見込み量確保のための方策

- サービス利用希望者の把握に努め、サービス提供者などの情報を利用者にわかりやすく提供するように努めます。
- 日中活動系のサービスについても、近隣市町村においても不足していることから、事業者と連携し、利用事業所の確保に努めます。

## 居住系サービス

### 自立生活援助

#### 【事業内容】

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

|             |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|-------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|             |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 利用人数<br>(人) | 計画 | 1   | 1  | 1  | 0   | 0  | 0  |
|             | 実績 | 0   | 0  | 0  |     |    |    |

#### 【大空町の見込み量の考え方】

現在、利用者がいないことから、現状の0人で見込みます。

### 共同生活援助

#### 【事業内容】

主として夜間において共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

|             |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|-------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|             |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 利用人数<br>(人) | 計画 | 26  | 27 | 28 | 27  | 33 | 36 |
|             | 実績 | 23  | 25 | 26 |     |    |    |

#### 【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況を基礎として、入所施設からの地域移行者数、療育手帳所持者の状況、サービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。

## 【事業内容】

施設入所者に、主として夜間において入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

|             |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|-------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|             |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 利用人数<br>(人) | 計画 | 11  | 11 | 11 | 10  | 10 | 10 |
|             | 実績 | 11  | 11 | 10 |     |    |    |

## 【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況を基礎として、入所施設からの地域移行者数、療育手帳所持者の状況、サービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。

## 見込み量確保のための方策

- 居住系サービスは、利用待機待ちとなっている方が複数人いること。療育手帳等の取得状況からも今後さらに利用希望が増大することから、量の確保が必要です。そのため、関係機関と連携しながら、障がいに対する町民理解を促し、サービス量の確保に努めます。
- 共同生活援助は、入所施設からの地域移行を促進するために必要なサービスであり、かつ、町外の施設入所者等が家族の住む大空町に戻ってくるためにも必要なサービスです。現在、町内では大空町障がい者福祉センターちあふる以外にサービス提供事業所がないことから、他の事業者等の参入などを促進するための環境整備を進めることにより、提供体制の確保に努めます。

## 相談支援

### 計画相談支援

#### 【事業内容】

支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成し、サービス支給決定又は変更後にサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。また、サービス等利用計画作成後においても、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。（モニタリング）

|             |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|-------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|             |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 利用人数<br>(人) | 計画 | 78  | 78 | 78 | 74  | 84 | 88 |
|             | 実績 | 70  | 71 | 72 |     |    |    |

#### 【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況を基礎として、療育手帳所持者の状況やサービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。

### 地域移行支援

#### 【事業内容】

病院や入所施設から地域に移行するために、必要な住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

|             |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|-------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|             |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 利用人数<br>(人) | 計画 | 0   | 0  | 0  | 1   | 1  | 1  |
|             | 実績 | 0   | 0  | 0  |     |    |    |

#### 【大空町の見込み量の考え方】

施設入所者や退院可能な精神障がい者の人数、地域生活への移行者数等やサービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。

【事業内容】

病院や入所施設から地域に移行が完了したあとに、サービス提供者が常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等を行います。

|             |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|-------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|             |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 利用人数<br>(人) | 計画 | 0   | 0  | 0  | 1   | 1  | 1  |
|             | 実績 | 0   | 0  | 1  |     |    |    |

【大空町の見込み量の考え方】

現在の施設入所者の利用人数や退院可能な精神障がい者の人数、地域生活への移行者数やサービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。

見込み量確保のための方策

- 利用者の状況に応じたサービスの提供、利用者の希望に沿ったサービスの提供にながるように、相談支援体制の充実に努めます。

## 障がい児通所支援

### 児童発達支援

#### 【事業内容】

小学校就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

|               |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|---------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|               |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 | 10  | 10 | 10 | 13  | 13 | 15 |
|               | 実績 | 10  | 14 | 13 |     |    |    |
| 利用量<br>(人日/月) | 計画 | 20  | 20 | 20 | 30  | 30 | 30 |
|               | 実績 | 23  | 31 | 21 |     |    |    |

#### 【大空町の見込み量の考え方】

国の基本指針に基づき、町内における児童数、現在のサービス利用者数、障がい児等のニーズ及び平均的な1人あたりの利用日数を勘案して見込みます。

### 医療型児童発達支援

#### 【事業内容】

児童発達支援のサービスに加え、医療を提供します。

|               |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|---------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|               |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 | 0   | 0  | 0  | 0   | 0  | 0  |
|               | 実績 | 0   | 0  | 0  |     |    |    |
| 利用量<br>(人日/月) | 計画 | 0   | 0  | 0  | 0   | 0  | 0  |
|               | 実績 | 0   | 0  | 0  |     |    |    |

#### 【大空町の見込み量の考え方】

現在、利用者がいないことから、現状の0人で見込みます。

## 放課後等デイサービス

### 【事業内容】

学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

|               |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|---------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|               |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 | 7   | 7  | 11 | 12  | 14 | 16 |
|               | 実績 | 8   | 7  | 9  |     |    |    |
| 利用量<br>(人日/月) | 計画 | 42  | 42 | 66 | 66  | 66 | 76 |
|               | 実績 | 30  | 19 | 16 |     |    |    |

### 【大空町の見込み量の考え方】

国の基本指針に基づき、町内における児童数、現在のサービス利用者数、障がい児等のニーズ及び平均的な一人あたりの利用日数を勘案して見込みます。

## 保育所等訪問支援

### 【事業内容】

保育所等を現在利用中又は今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

|               |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|---------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|               |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 | 0   | 0  | 0  | 0   | 0  | 0  |
|               | 実績 | 0   | 0  | 0  |     |    |    |
| 利用量<br>(人日/月) | 計画 | 0   | 0  | 0  | 0   | 0  | 0  |
|               | 実績 | 0   | 0  | 0  |     |    |    |

### 【大空町の見込み量の考え方】

現在、利用者がいないことから、現状の0人で見込みます。

## 居宅訪問型児童発達支援

### 【事業内容】

重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。

|               |    | 第6期 |     |     | 第7期 |     |     |
|---------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|               |    | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 | R 8 |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 | 1   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   |
|               | 実績 | 0   | 0   | 0   |     |     |     |
| 利用量<br>(人日/月) | 計画 | 5   | 5   | 5   | 0   | 0   | 0   |
|               | 実績 | 0   | 0   | 0   |     |     |     |

### 【大空町の見込み量の考え方】

現在、利用者がいないことから、現状の0人で見込みます。

## 障がい児相談支援

### 【事業内容】

支給決定又は支給決定の変更前に、障がい児支援利用計画案を作成し、サービス支給決定又は変更後にサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。

また、障がい児支援利用計画作成後においても、厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証と計画の見直しを行い（モニタリング）、サービス事業者等との連絡調整、支給決定の更新又は変更に係る申請の勧奨を行います。

|             |    | 第6期 |     |     | 第7期 |     |     |
|-------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|             |    | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 | R 8 |
| 利用人数<br>(人) | 計画 | 19  | 23  | 27  | 27  | 29  | 31  |
|             | 実績 | 23  | 22  | 25  |     |     |     |

### 【大空町の見込み量の考え方】

国の基本指針に基づき、町内における児童数、障がい児等のニーズ等を勘案して、障がい児通所サービスの利用人数を見込みます。

#### 見込み量確保のための方策

- 利用者のニーズに対応できるサービス提供体制を整えるため、事業者と連携しながら、確保に努めます。また、適切な療育が提供できるように事業者と連携に努めます。
- 特に児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用ニーズが高く、早期の利用が今後の可能性を広げることにもなるため、優先して体制の充実を図ります。
- サービス提供体制の充実と利便性の向上について、事業所と連携しながら進めます。
- 近隣市町村の提供事業者の把握に努め、町民が利用できるように努めます。
- 利用者の生活向上に資する事業となるよう情報収集及び提供に努めます。

## 地域生活支援事業

### 相談支援事業

#### ○相談支援事業

障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供やサービスの利用援助を行います。

#### ○基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的にを行います。

#### ○相談支援強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置し、専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等を行います。

#### ○住宅入居等支援事業

一般住宅へ入居を希望しているが保証人がいないなど、入居が困難な知的又は精神に障がいのある人に、入居に必要な調整を行います。

|            |    | 第6期  |      |      | 第7期  |      |      |
|------------|----|------|------|------|------|------|------|
|            |    | R 3  | R 4  | R 5  | R 6  | R 7  | R 8  |
| 相談支援事業     | 計画 | 実施   | 実施   | 実施   | 実施   | 実施   | 実施   |
|            | 実績 | 実施   | 実施   | 実施   |      |      |      |
| 基幹相談支援センター | 計画 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 |
|            | 実績 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 |      |      |      |
| 相談支援強化事業   | 計画 | 実施   | 実施   | 実施   | 実施   | 実施   | 実施   |
|            | 実績 | 実施   | 実施   | 実施   |      |      |      |
| 住宅入居等支援事業  | 計画 | 実施   | 実施   | 実施   | 実施   | 実施   | 実施   |
|            | 実績 | 実施   | 実施   | 実施   |      |      |      |

#### 【大空町の見込み量の考え方】

現在、大空町が実施している事業については、継続して実施します。

## 成年後見制度利用支援事業

### 【事業内容】

成年後見制度の利用が有効と認められる知的又は精神に障がいのある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の申立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用等）の全部又は一部を助成します。

|             |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|-------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|             |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 利用人数<br>(人) | 計画 | 1   | 1  | 1  | 1   | 1  | 1  |
|             | 実績 | 0   | 0  | 0  |     |    |    |

### 【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況等を基礎として、サービス量を見込みます。

## 意思疎通支援事業

### 【事業内容】

聴覚、音声・言語機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、意思疎通を仲介する手話通訳者又は要約筆記通訳者の派遣を行います。

|             |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|-------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|             |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 利用人数<br>(人) | 計画 | 1   | 1  | 1  | 1   | 1  | 1  |
|             | 実績 | 0   | 0  | 0  |     |    |    |

### 【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況等を基礎として、サービス量を見込みます。

【事業内容】

重度の障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

|                 |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|-----------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|                 |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 介護・訓練等<br>支援用具  | 計画 | 1   | 1  | 1  | 1   | 1  | 1  |
|                 | 実績 | 1   | 0  | 3  |     |    |    |
| 自立生活支<br>援用具    | 計画 | 1   | 1  | 1  | 1   | 1  | 1  |
|                 | 実績 | 3   | 0  | 2  |     |    |    |
| 在宅養護等<br>支援用具   | 計画 | 1   | 1  | 1  | 1   | 1  | 1  |
|                 | 実績 | 2   | 1  | 0  |     |    |    |
| 情報・意思疎<br>通支援用具 | 計画 | 1   | 1  | 1  | 1   | 1  | 1  |
|                 | 実績 | 0   | 0  | 1  |     |    |    |
| 排泄管理支<br>援用具    | 計画 | 42  | 42 | 42 | 42  | 42 | 42 |
|                 | 実績 | 39  | 42 | 42 |     |    |    |
| 居住生活動<br>作補助用具  | 計画 | 1   | 1  | 1  | 1   | 1  | 1  |
|                 | 実績 | 0   | 0  | 1  |     |    |    |

【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況等を基礎として、サービス量を見込みます。

## 移動支援事業

### 【事業内容】

屋外での移動、外出が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための移動支援を行います。

|               |    | 第6期 |     |     | 第7期 |    |    |
|---------------|----|-----|-----|-----|-----|----|----|
|               |    | R3  | R4  | R5  | R6  | R7 | R8 |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 | 12  | 12  | 12  | 12  | 12 | 12 |
|               | 実績 | 15  | 12  | 21  |     |    |    |
| 利用量<br>(時間/月) | 計画 | 600 | 600 | 600 | 60  | 60 | 60 |
|               | 実績 | 47  | 43  | 61  |     |    |    |

### 【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況等を基礎として、サービス量を見込みます。

## 地域活動支援センター事業

### 【事業内容】

地域において雇用・就労が困難な障がいのある人を通所させ、地域の実情に応じた創作的活動、生産活動の機会や社会との交流促進など、多様な活動の場を提供します。

|               |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|---------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|               |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 実施箇所数<br>(箇所) | 計画 | 1   | 1  | 1  | 1   | 1  | 1  |
|               | 実績 | 1   | 1  | 1  |     |    |    |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 | 1   | 1  | 1  | 1   | 1  | 1  |
|               | 実績 | 0   | 1  | 1  |     |    |    |

### 【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況等を基礎として、サービス量を見込みます。

## 日中一時支援事業

### 【事業内容】

障がいのある人を一時的に預かり、日中における活動の場の確保と、家族の就労支援や介護者の一時的な負担軽減を図ります。

|               |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|---------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|               |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 実施箇所数<br>(箇所) | 計画 | 1   | 1  | 1  | 2   | 2  | 2  |
|               | 実績 | 1   | 2  | 2  |     |    |    |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 | 4   | 4  | 4  | 7   | 7  | 7  |
|               | 実績 | 4   | 5  | 7  |     |    |    |

### 【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況等を基礎として、サービス量を見込みます。

## 生活サポート事業

### 【事業内容】

障がい支援区分の認定を受けることができない人で、日常生活に支障があると認められる障がいのある人に対してホームヘルパーを居宅に派遣し、家事の援助を行います。

|               |    | 第6期 |    |    | 第7期 |    |    |
|---------------|----|-----|----|----|-----|----|----|
|               |    | R3  | R4 | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 実施箇所数<br>(箇所) | 計画 | 0   | 0  | 0  | 0   | 0  | 0  |
|               | 実績 | 0   | 0  | 0  |     |    |    |
| 利用人数<br>(人)   | 計画 | 0   | 0  | 0  | 0   | 0  | 0  |
|               | 実績 | 0   | 0  | 0  |     |    |    |

### 【大空町の見込み量の考え方】

現在、利用者がいないことから、現状の0人で見込みます。

## 精神障がい者社会復帰支援事業

精神障がい者の社会参加及び社会復帰の促進を図るため、知識の習得を図る活動や生活を営むための有益な活動など、社会復帰活動等を行っている精神障がい者団体に対して、引き続き支援を行います。

## 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

## 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

### 見込み量確保のための方策

- サービス提供体制の充実と利便性の向上について、事業所と連携しながら進めます。
- 町内及び近隣市町村の提供事業者の把握に努め、町民が利用できるように努めます。
- 利用者の生活向上に資する事業となるよう情報収集及び提供に努めます。